

会計年度任用職員 休暇・休業制度一覧

1週間の勤務日の日数	5日以上	4日	3日	2日	1日	1日未満	給与の支給	
1年間の勤務日の日数	217日以上	169日 ～216日	121日 ～168日	73日 ～120日	48日 ～72日	47日未満		
継続勤務期間								
年次休暇	当初	12日	8日	6日	4日	2日	取得不可	あり
	1年(2年度目)	12日	8日	6日	4日	2日	取得不可	あり
	2年(3年度目)	12日	9日	6日	4日	2日	取得不可	あり
	3年(4年度目)	14日	10日	8日	5日	2日	取得不可	あり
	4年(5年度目)	16日	12日	9日	6日	3日	取得不可	あり
	5年(6年度目)	18日	13日	10日	6日	3日	取得不可	あり
	6年～(7年度目～)	20日	15日	11日	7日	3日	取得不可	あり
年次休暇以外の休暇	公民権行使	必要と認められる期間						あり
	官公署出頭	必要と認められる期間						あり
	骨髄等ドナー	必要と認められる期間						なし
	結婚	連続5日の範囲内の期間						あり
	不妊治療	不妊治療に係る通院等を対象に5日(体外受精及び顕微授精の場合には10日)以内			取得不可			あり
	産前	8週間(多胎妊娠の場合は14週間)以内に出産する予定の者が出産の日まで申し出た期間						あり
	産後	出産の日の翌日から8週間を経過する日までの期間						あり
	保育時間	1日2回各30分以内 【生後1年に達しない子のために必要と認められる授乳等を行う者が対象】						なし
	配偶者出産	2日以内			取得不可			あり
	育児参加	5日以内			取得不可			あり
	子の看護	満12歳年度末までの子を対象に5日(子が2人以上の場合には10日)以内			取得不可			なし
	短期介護	5日(要介護者が2人以上の場合には10日)以内			取得不可			なし
	忌引	配偶者、父母 連続7日 等(常勤職員の例による)						あり
現住居の滅失等	連続7日の範囲内の期間						あり	

※厚生休暇の取得については、6月以上の任期設定又は6月以上の継続勤務が条件

※この表の「5日以上」には、1週間の勤務日が4日以下で1週間の勤務時間が29時間以上を含むものとする

会計年度任用職員 休暇・休業制度一覧

1週間の勤務日の日数		5日以上	4日	3日	2日	1日	1日未満	給与の支給
1年間の勤務日の日数		217日以上	169日 ～216日	121日 ～168日	73日 ～120日	48日 ～72日	47日未満	
年次休暇以外の休暇	出勤困難	必要と認められる期間						あり
	退勤途上	必要と認められる期間						あり
	生理日の就業困難	必要と認められる期間						なし
	厚生(※)	3日	2日	2日	1日	1日	取得不可	あり
病気休暇	①～③すべての事由	10日	7日	5日	3日	1日	0日	あり
	①生理日の就業困難	上記日数を超え必要と認められる期間						なし
	②公務上の傷病	上記日数を超え必要と認められる期間						なし
	③その他の負傷・疾病	上記日数を超え90日に達するまで						なし
	介護休暇	通算93日以内 【要件】 指定期間の指定を希望する期間の初日から起算して93日を経過する日から6月を経過する日までの間に任期が満了し、その任期が更新されないこと及び引き続き採用されないことが明らかでない			取得不可			なし
	介護時間	通算3年以内 【要件】 1日当たり勤務時間数が6時間15分以上			取得不可			なし
	育児休業	原則、子が1歳に達するまで(最長で子が2歳に達するまで) 【要件】 子の1歳誕生日の前日から1年を経過する日までの間に任期が満了し、その任期が更新されないこと及び引き続き採用されないことが明らかでない			取得不可			なし
部分休業	第1号部分休業	子が小学校に就学するまで1日につき2時間を超えない範囲内 【要件】 1日当たり勤務時間数が6時間15分以上			取得不可			なし
	第2号部分休業	子が小学校に就学するまで1年につき10日相当を超えない範囲内			取得不可			なし

※厚生休暇の取得については、6月以上の任期設定又は6月以上の継続勤務が条件

※この表の「5日以上」には、1週間の勤務日が4日以下で1週間の勤務時間が29時間以上を含むものとする